

子ども・子育て新システム検討会議

作業グループ 第3回会合

議 事 録

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付少子化対策担当

子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ  
第3回会合  
議 事 次 第

日 時 平成 22 年 3 月 29 日 (月) 17:05~18:25  
場 所 中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室

1. 開 会

2. 団体からのヒアリング

・全国私立保育園連盟

菅原 良次 常務理事 (たんぼぼ保育園園長)

・全国保育協議会

小川 益丸 会長 (新市保育所所長)

西田 泰明 副会長 (わかば保育園園長)

御園 愛子 副会長、全国保育士会会長 (みつわ台保育園園長)

・全国認定こども園協会

若盛 正城 代表理事 (認定こども園こどものもり園長)

古渡 一秀 副代表理事 (認定こども園まゆみ幼稚園園長)

中山 昌樹 事務局長 (認定こども園あかみ幼稚園園長)

3. 意見交換

4. 閉 会

○泉政務官（内閣府） それでは、定刻を少し過ぎましたけれども、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの第3回会合を開催させていただきたいと思います。

本日は、保育所及び認定子ども園関係の各団体の皆様にお越しいただきました。全国私立保育園連盟より菅原良次常務理事。そして、全国保育協議会より小川益丸会長、西田泰明副会長、御園愛子全国保育士会会長。また、全国認定こども園協会より若盛正城代表理事、古渡一秀副代表理事、中山昌樹事務局長にお越しいただいております。皆様におかれましては、本当にお忙しい中ありがとうございます。

なお、日本保育協会につきましては、後日別途ヒアリングを行わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、少し遅れまして大変申し訳ございませんでしたけれども、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、今日は3つの団体にお越しいただいておりますけれども、それぞれから大変恐縮でございますが、10分ぐらいずつで皆様からお話、御意見をいただければと思っております。

まず、全国私立保育園連盟よりお願いいたします。

○菅原常務理事（全国私立保育園連盟） ただいま紹介がございました全国私立保育園連盟の菅原と申します。ちょっとのどを痛めておりまして、失礼かと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、システム検討会議にお招きいただき、また、私たちの意見を述べる機会をつくってくださったことに心から感謝申し上げたいと思います。10分間という制約の中です。私からは私たちの考えている基本的な点について、少しポイントだけまとめて話し申し上げたいと思います。手元に配付してあります資料に基づいて説明を申し上げます。

私たちの考え方としては、まず、1ページ目をごらんになっていただければわかると思いますけれども、新たな保育・子育てシステムと幼保一体化を検討するための基本的事項ということをお願いいたします。まず、6点挙げてございますが、児童福祉法に基づき、すべての子どもと家庭がいつでも、どこでも、誰でも受けられる豊かな子育て支援と、保育・教育政策の確立を是非検討していただきたいと思いますということ。

2点目は、保育・福祉事業への企業の過度の参入による市場原理・市場競争の行き過ぎ的な制度設計は是非避けていただきたいと思いますということでございます。

3点目は、児童福祉法を尊重し、国と市町村の役割と責任を明確にした制度をつくっていただきたいと思いますということ。

4点目は、国際的に批准されている児童権利条約に定められる子どもの最善の利益に沿った保育と環境及び質の向上に努めていただきたいと思います。これはいろいろ最近、新聞等でも報道されていますが、児童・家族関係社会支出のGDP比が日本はヨーロッパ等に比べて3分の1の予算の支出しかないということ。国民総生産で世界で1位、2位を

争う国が、何十数年間3分の1に据え置かれているということは非常に大きな問題であり、これでは、国際的な競争にも勝てないだろうと思います。是非その点はしっかりと議論していただきたいということです。

5点目は、乳幼児期の子どもの発達の切れ目のない連続性を保障する新たな保育・子育てシステムと幼保一体化が検討されるべきではないかと思っています。時として言われることのある3歳以上と未満児で分離するような制度設計・考え方は、日本の今までの歴史からするとなじまないのではないかと思います。0歳から就学までの子どもにとって切れ目のない発達の連続性と乳幼児期の養護と教育の不可分性を保障する上で、このような分離は行うべきではないと思います。日本の幼児については、諸外国と異なり、伝統的に学校教育法上第22条、第25条の規定で「保育（養護と教育）」ということで規定され保障されています。現時点でも幼稚園教育要領なり保育指針の中にそのこともきちんと明確に位置付けられているということをぜひ検討の基本にして頂きたいということです。対象年齢や保育時間は、多様な形態・多様な機能を認めたいうえで、利用者が選択できるようなシステムを検討すべきで、1つの制度へ「一元化」という形に制度設計すべきではなく、歴史を考えた上で、いろいろな多様性を認める「一体化」を検討されるべきであることを申し述べておきたいと思います。

6点目は、将来に向けて国・自治体・事業主・保護者の社会全体で子育てを支える、支援する財政的なシステム制度設計が必要ではないかと。日本の場合は、国のいろいろな基準なり予算的なものが一定程度保障されていますが、自治体なり企業の責任が余りにも諸外国に比べて不明確であると私たちは考えています。その辺の検討をよろしく願いたいということでございます。

次に、大きな2点目としては、これらの制度については、内閣府特命担当大臣及び国家戦略の中で、子ども・子育てビジョンに示された理念・目的をしっかりと検討されるべきではないかと思っています。理由は幾つかございますが、やはり人づくり・国づくりの基本は教育であるという考え方が基本にあります。その基礎は、乳幼児期にあるのではないかと考えています。これをしっかりとした制度とすることにより、日本の労働政策あるいは経済活動、社会保障制度を含めて、日本全体の一つの国の姿なり形なりをつくることのできるのではないかと考えています。

そういう意味では、かつてあったように財政の効率化だとか、企業を参入させれば保育の質が上がるとか、そういった狭いところで議論すべきではないし、やはり国家的な将来を見通した、議論をきちんとされるべきではないか、そうしなければ、今抱えている乳幼児期の問題や教育の問題は解決できないのではないかと考えています。あるいは、社会問題として顕在化しているニート問題や引きこもりを含めて、子どもたちの生命と育ちのありようという問題も解決できないのではないかと思います。そのところを、長期的な展望に立った検討を是非お願いしたいということです。

大きな3点目は、生命と育ち、保育と教育を保障するためには、やはり最低基準（ナシ

ショナルミニマム) が国・市町村においてきちんと制度的に遵守される、あるいは現在の制度を更に上回る制度がつくられるべきではないかと考えています。そのため地域主権主義ということについてはいろいろ議論がありますが、地方自治体の役割や責任を明確にする上では、これは一定程度必要ではないかと考えています。とくにその中で、子育て支援政策に地域性を積極的に生かす独自の政策を推進する上でも、子どもの育ちの地域間格差を解消するためにも、在宅の子どもたちの、子育てを含めたすべての子どもたちの生活を含めた最低保障あるいは保育なり教育を守る上では、ナショナルミニマムがしっかりした制度として確立されるべきであると思っています。

ここで少し御説明申し上げますが、すべての必要とする子どもたちに保育が利用・活用できるという制度の上で考えた場合、2つのことが重要であると思います。一つは、保育所や幼稚園といった施設をきちんと制度的に保障するという問題。その中には施設の基準があります。例えば、2歳以上は1.98平米で「午睡も、食べるのも、遊ぶのも」この面積が基準ということで、子どもたちと、私たちは保育する上で大変困っております。小泉内閣の規制改革の中で民間企業でも問題になっている非正規職員中心の基準に変えられ、また一般財源化になった関係で、公立保育所では、非正規職員が50%を超え、自治体によっては、7～8割が非正規職員という深刻な実態があります。こういう制度は早急に正さなければならないのではないかと考えます。あるいは職員処遇について事業仕分けでも指摘され問題になったように、保育所・幼稚園関係の職員処遇が必ずしも保障されていないということです。こういうことを含めて、しっかりしたナショナルミニマムをつくっていただきたいということです。

もう一点は、在宅の子どもたちに対する考え方もしっかり、そろそろ日本の国の責任で理念としてまとめるべきだと。どういう意味かと申しますと、今回の議論の中ですべての子どもたちや、すべての必要とする子どもたちを議論するということになっておりますので、そういう意味では、これまでになかった在宅の子どもたちも対象にした一つの考え方や、ナショナルミニマムという形で一つの制度としての考え方を導き出すことができるのではないかと。

在宅の子どもたちあるいは、すべての子どもを対象にした場合、いつでも必要なとき保育が保障され、子育て支援を受けられることと、一定程度生活を保障し、生活を豊かにするという考え方も大切にされるべきで、今回の子ども手当ということで議論になっていますが、生活を保障するということも含めて考えることが、すべての子どもたちの豊かな育ちを保障する、あるいは日本の国として、すべての子どもたちに責任を負うという考え方と具体的政策につながっていくのではないかと考えています。保育所、幼稚園等の施設の保障とそのナショナルミニマム(最低基準)の問題と区別し、今申し上げたように在宅の子どもたちも対象にした議論を制度の中でしていく必要があるのではないかと考えています。

それから、大きな4点目として、新しい保育・子育てシステムと幼保一体化にはすべての子どもたちを対象とした制度と。これは今も繰り返し述べましたが、その議論にあつ

では、この2年間に社会保障審議会が出された議論、考え方について、前回のヒアリングで大日向先生が詳しく述べているようですのでここでは省略しますが、この議論は、非常に大切だと思いますので、これを検証・発展させるような議論を検討していただきたいと思います。

幼保一体化構想について、少しまとめて意見を述べたいと思います。1つは、すべての子どもを対象にということです。日本の制度は、認定こども園、保育所、幼稚園、それから、認可外、家庭にいる子どもたちと、すべて差別化された制度で成り立っています。この差別化をそろそろ日本の制度として正すべきではないかと思います。先ほど私が申し上げたナショナルミニマムの考え方をきちんと踏まえれば、こういった差別化された複雑な制度をなくすことが可能と考えます。

2点目は、やはり行政の一体化です。これは、以前の幼稚園教育要領と保育指針を比較するとわかりますが、こういう二元行政があるため保育内容においても、平成21年度に新しくなった、幼稚園教育要領や保育所保育指針がつくられるまでは、保育内容において法的に極めて差別化された内容になっていました。その原因は、行政が二分化されているため、それぞれ、あるいは日本全体の子どもたちのありように視点をおいた議論が必ずしも十分でなかったのではないかと思います。こうした課題を含めて、前に述べましたように、すべての乳幼児を対象とする制度に「一体化」する方向で検討されない限り、今の問題は解決しないだろうという考えに立っています。

次は、保育現場の共通性です。保育内容・教育内容については現在、幼稚園教育要領と保育所保育指針の共通性が既に数年前から確立しています。このもとで、日常的な保育活動あるいは教育活動が幼稚園・保育園でも展開されていますし、とくに大きな矛盾はないと思います。学校教育上も、戦前・戦後を通じて保育という概念できちんと文言が整理されており、そういう意味で、私たちは保育内容・教育内容はこうした一体化における将来的な方向性がきちんと示されていると考えています。それは、資格問題を比較しても御理解いただけるとと思います。現在の保育現場で働いている保育士の80%は幼保の両方の資格を取得しています。そういう点から見ても、共通した議論は今後、積極的な方向で、可能であろうと思っております。

次に、幼保一体化に当たっての当面の課題ということで幾つか取り上げてみましたが、具体的事例として保育時間の問題があると思います。幼稚園は4時間、保育所は8時間。こういう問題については、詳しいことは除きますが、今後検討するに当たり、選択できる制度・仕組みに変えることによって、家庭、利用者には「こういう時間や利用の仕方等の選択」ということが出てくるのではないかと思います。このことを是非、検討の一つのたたき台にして頂きたいと思います。

両施設の補助金の問題は、幼稚園は利用施設であり、保育所は福祉施設であるということで、全体的な制度の法律体系が違っております。また、状況も変化しており、どこかできちんと議論する必要があるのではないかと思います。いわゆる福祉の中身、あり方の間

題を含めて議論することによって、整理する必要があるだろうと考えています。

保育料の問題は、現在、幼稚園は自由設定であり、保育所は公定価格ということで、いろいろな制度的な違いがあります。これらも議論の中で、選択制を認めるという大きな枠の中で検討されるべきであり、一気にどちらかに統一するというような議論は避け、時間をかけて議論し、解決することが可能ではないかと思っています。

経営主体についても、幼稚園は公立ないしは学校法人が中心であり、保育所の方は規制改革の中で10年ぐらい前に、企業を含む制度に変えられてしまいました。これらについても当面は法律上どちらかに合わせるということは不可能だと思います。最低基準なりナショナルミニマムなり差別化されない制度設計を確立した上で、ある範囲で自由選択を認めるような方向が、現実的な対応として考えざるを得ないのではないかと思います。

次に行政の問題ですが、これは先ほど申しました利用制度と福祉制度ということもかかわってくるかと思っています。

それから、名称の問題、幼稚園は名称独占であり、保育所は独占化されていません。そのことによって、認可外問題等に代表されるように、さまざまな問題が起きております。

小学校との連携の問題は、日本の場合は乳幼児教育の問題と小学校教育の問題について、これまで必ずしもきちんとした議論が十分されてこなかったのではないかと考えています。今の子どもたちの中で起きている小一問題、学校崩壊の問題を考えたときに、やはり乳幼児教育との関係を真剣に議論し、こういう問題を解決する方法のあり方やどのような連携があり得るのか、乳幼児教育と学校とのつながりをどうすべきかについて、これから時間をかけて真剣に考え、制度設計を検討していただきたいと思います。

最後に、日本の将来に向けた幼保一体化・子ども子育て新システムの実現には、家庭的保育、一時保育、地域子育て支援拠点事業等の拡充と育児休業手当の充実をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を行うことが必要であり、それは当面の待機児童の解消にも有効であると考えます。さらに選択の問題と最低基準、ナショナルミニマムを基本に踏まえながらこうした新システムの検討を進めることが、待機児童問題のみならず家庭の保育・教育、地域での子育ての崩壊といった問題を解決する方向に繋がると考えますので、この点もぜひ併せて御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○泉政務官（内閣府） ありがとうございます。

続きまして、全国保育協議会さん、大体5時35分ぐらいまででよろしく願いいたします。

○小川会長（全国保育協議会） 全国保育協議会といたしましては、別に資料を提出させていただいておりますので、私からは総論的に意見を述べさせていただきたいと思います。あと2人が具体的な話をいたします。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において安心と成長がキーワードになっておりますけれども、子どもの世界にも安心と成長は重要なキーワードでございます。

まず、子どもの視点から申し述べますと、子どもには喜びを持って生活するための安心感がまず必要でございます。子どもの安心のベースがあってこそ、物事にチャレンジする意欲と行動が起こり、熱中して活動でき、この意欲・行動・熱中が更に安心感を培養するというものでございます。安心の中心要素は情緒の安定でありまして、それに基づいて意欲・行動・熱中が経験や活動を広げる教育の根幹であり、それが成長を促します。これを養護と教育を一体的に提供する保育は担っております。安心は子どもの家庭基盤の調整、親子、家族の人間関係性にも影響を受けるので、保育の役割はその家庭基盤全体に対して調整する支援の働きを含んでもおります。今、子育てと就労と生活のバランスを求める家庭・親にとって、安心と成長のために十分にかかわれない現状がある限り、保育・子育て支援という働きが子どもにとって必要欠くべからざるものであります。子どもの今の喜びあふれる生活のつながりが、やがて健やかな大人へと成長させ、その結果、社会を構成する一人として納税者、労働力となり得ると考えております。

子どもから学童期、青少年、大人、高齢者につながるキーワードがまさに安心と成長であり、乳幼児期にこれが担保されないと、後々大きな代償を私たちは同じ世代として払っていかなければならないのです。

次に、子育て世代の親、次世代の親の視点から安心が必要です。子育ては親が行うもの、家族で行うもの、自己責任で行うもの、というメッセージを社会が発信することは、子どもを育てる人、子どもを産もうとする人にとっての安心はないと思います。国や自治体が「子育てはあなただけの問題ではない」というメッセージを送るためには、せつかくつくってある子ども・子育てビジョンを広く国民にアピールすることがまず必要であります。そして、国が新しいシステムを維持する恒久的な財源を確保する、そして、子ども手当あるいは現物サービス、このバランスの上に確保していくことが必要であります。

3点目が、自治体に関与すべきことは明確に関与することが必要です。つまり自治体の子育ての担い手を支え、安心して子育てできる環境があるというメッセージが必要であると思います。これがあって次世代が子どもを産み、育てようという力を少しでも引き出していただきたいと思います。

4点目が、地域・国民の視点で見ますと、子どもの未来は安心の中で物事の喜びを感じてチャレンジする姿をつないでいくといえます。そのためには、国も自治体も企業も当事者も、子どもの未来が日本の未来であるということを目に見えるように示すことが大切です。それが見えてこそ、新しい公共をつくり出す意欲が、地域あるいは国民に生ずると思っております。検討されている新しいシステムは、全くの私的な事業や活動でもなく、強く公に関わるものでもありませんが、必要な公の関与があり得るものであるとこれまで論じられてきております。システムを維持するために必要な費用の大半が税金であるということは、当然ある程度の関与が国として自治体としても同様に求められるべきです。これをベースに新しいコミュニティー、新しい公共の活動が、これから醸成されていく形になっていくものと思われまます。



5点目、子どもが育つ生活の場をどこに求めていくのか。子どもを中心とした視点からは先ほど申し上げましたように、まず安心と成長の場の確保が必要です。子どもの安心を培うために家庭の調整、親子のきずなづくりをする働き場が必要です。子どもの基盤は家庭ですが、家庭を含めて子どもの安心を追求する働き場が必要です。今は共働き世帯が徐々に増加していますが、女性の就労率を上げなければならないこともテーマの一つです。女性の就労状況のM字型カーブは共働き世帯の離職を避け、離職をしなくても済む安心のシステムが必要です。ただし、これは片働き世帯をすべてなくすという議論とは別です。共働き世帯においても子どもの安心と成長、情緒の安定と多様な活動が必要とされる場合、つまり、養護と教育が不十分な子どもや家庭には、児童家庭福祉をベースとした保育所という子どもの育つ生活の場の提供が必要です。すべてが共働き世帯になると、自然に子どもの生活の場も取れなくなっていくものであるとは思いますが、それは当面はあり得ないと思います。しかしながら、現在は働きながら子育てをバランスよく生活の中で実現したいというニーズが非常に高いという事実がございますので、そのことはベースにして考えていただきたいと思います。すべての子どもを対象としては、新しいシステムでは多様なサービスの中でそれが活用できる仕組みがあるということになっておりますので、そういったことにつきましては、具体的には次のお二方に意見を提出していただきます。

私からは以上です。

○西田副会長（全国保育協議会） 今、不幸にも命を落としたり、将来に向けて非常に深い傷を残す虐待の報道が連日のようにあるわけがございます。そしてまた、今、思春期において自殺をしたり、いじめたり、引きこもったり、登校拒否したりと、この問題も実は一向に解決をしない、減少していない状況にあると私どもは見ています。これは21世紀のこれから支えていこうという子どもたちの心の育ちをいかに保障するかというのが、この国の一番重要な課題の一つであると考えていかなければいけないのではないかと思います。心の育ちというのは生まれてからのことでありまして、赤ちゃんから保育を実施いたしております地域の保育所は、児童福祉施設として母親・父親と連携しながら、子どもの育ちを保障している重要な役割を果たしている。そして、今、この役割・機能をより充実してほしいという国民の声が非常に強いということを申し上げておきたいと思っております。

そのためには、新たな保育・子ども家庭福祉制度における地方自治体の実施責務をしっかりと引き継いでいただいて、明確にすることが必要かと思っております。やはり市町村の責務のもとで子どもの育ちを支えていくことができる制度とすることが重要であり、利用者、事業者、地方自治体の三者間での公的保育契約の位置付けと法的根拠というものをしっかりと明確にする必要があるのではないかと思います。

それから、少子化対策特別部会の整理では、指定制の導入ということが記載されているわけですが、導入することになれば、その仕組み、事業主体の属性に沿った規制が必要でございまして、規制なき市場化、競合化、コスト削減による保育の質の低下ということは、絶対に起こしてはならないと思っております。

保育の質を担保するためにも、運営費の使途・制限を明確にする必要があります。株式会社の参入を否定するものではございませんが、配当に運営費を充当していくということに対しましては、全保協といたしましては一貫して反対しているという立場でございます。

冒頭に申しましたけれども、児童福祉施設として重要な役割を果たしている認可保育所の社会的使命、位置付け、評価を改めて明らかにしていただき、法にきちんと位置付けをしていただくということが必要かと思えます。御存じのとおり、これまで認可保育所は日本の子どもたちを健やかに育むため、日々努力を重ねて保育を行っております。待機児童の解消のためにも、定員の125%まで弾力運営をして、子どもたちの受入れを図ってきているところでございます。しかし今回、参考資料1につけさせていただきましたが、実際の保育所の現状・運営は大変厳しいものがございます。現場の努力だけでは解決できない、解消できない問題も多く存在しているわけでございますので、すべての子どもの健やかな育ちを支えるためにも、財源確保を含め、現行制度の有効性をしっかりと反映した保育制度の拡充というものが不可欠であると思えます。

参考資料3に、少子化担当大臣、厚生労働大臣に御提出させていただきました平成23年度保育施策予算要望書をつけてございますので、是非お読みいただき、政策実現をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○御園副会長（全国保育協議会） 私は、全国保育士会の会長をしております御園と申します。「子どもの命を守り育む」を保育の社会的使命と役割を胸に、私たち保育士はいつも保育に専念しております。

さて、私は1つだけお話をさせていただきます。それは鳩山首相が就任後初の施政方針演説の中で、「命を守りたい」ということを何度もおっしゃいました。そして、この言葉を熱く語られました。私たちは保育所で子どもたちを育てています。その中で、やはり一番大事なのは食だと思います。この食につきましても、給食の外部搬入が構造改革特区から全国展開される方向で、構造改革特区評価調査委員会でまとめられたと伺っております。子どもの健康、育ちを守る食育を、子ども・子育てビジョンあるいは保育所保育指針にうたいながら、それを崩す政策が一方で行われるようであれば、私たちは子どもの代弁者として認めることはできません。

そして、子どもが食を営む、これは食べることは生きること、つまり命を守ることです。保育所の食育というのは、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向けて、その基礎を培っているわけです。この乳幼児期に基礎を培わなかったら、大人になってそのことが大きな影響を及ぼすこととなります。特に保育所は、乳幼児期にふさわしい食生活が展開される生活の場でもございます。生活の場というのは家庭でもないし、小学校や学校でもないし、子どもにとって本当にふさわしい生活の場をなしているということ、そこにいる0～6歳までの子どもたちの新しい命を私たちは引き受ける、その大きな責任をいつも感じています。

私の園でも、あるとき1週間外部給食を利用してみました。初日は、子どもたちがパンダ型の弁当箱に詰められたおやつのようなお弁当に「わあ、かわいい。おいしそう。きれい」と言っていました。しかし、3日目になると、ほとんどの子が半分ぐらい残しました。「もういい、給食がいい」ということでした。そして、1週間が終わって初めて給食が出されたときには「給食はおいしい」「このお味噌汁はおいしい」「おいしかったよ、先生ありがとうございます」と給食室にお礼に言っていました。子どもというのは、食を通して五感を研ぎ澄まさせています。これはとても頭を使うことです。こういうことは食を通して教育を行っているということになると思うんです。

また、保育園の中でアレルギーの非常に心配な子がいます。これは、緊急補助治療薬エピペンという注射を使用することも予想されるわけです。これが果たして外部搬入になったときに、どうなるのかなということも懸念しております。

私たちはそういう意味で、子どもの立場で、子ども主体の保育を是非お願いして、子どもがどこで育とうとも、本当に子どもにとってよいものをつくっていただきたいということです。

今回、保育実践を御理解いただくために、実践事例を参考資料2で用意いたしました。どうぞ皆様におかれましては御一読いただきまして、是非お願いでございます、朝7時から夜7時まで一日保育体験をしていただけたらと思っております。子どもたちがどんな場で、どんなふうに住んでいるのか、そのことによって私が申し上げるよりも見ていただいた方がよくわかりいただけるのではないかと思っております。子どもに代わりまして、よろしく願いいたします。

○泉政務官（内閣府） ありがとうございます。

続きまして、全国認定こども園協会さん、お願いいたします。

○若盛代表理事（全国認定こども園協会） 紹介いただきました、全国認定こども園協会です。代表をしております若盛でございます。

今日は、お手元に資料を用意させていただきましたので、お開きいただければ大変ありがたいと思っております。大きな見出しといたしましては、「子ども子育て新システム＝日本の未来のために」ということで書かせていただきました。私たち協会の簡単な経緯だけお話をさせていただきたいと思っております。

2ページをお開きいただければと思います。平成20年8月1日に、私たちなりに「すべての子どもの最善の利益」という大きな願いのもとで話し合いながら、この協会を立ち上げました。そして、平成21年6月に、簡単に申し上げればNPOとして特定非営利活動法人全国認定こども園協会の認証をいただきまして現在に至っております。

活動の趣旨につきましては、いろいろ書いてございますのでごらんいただければと思っておりますけれども、この法人は、子どもの教育・保育・生活の質の向上や子育て支援の総合的な充実を大前提とした活動に向かっていかねばということに取り組んできております。更には、基本的スタンス、事業、特徴とございます。

私たちの協会の特徴は、ありがたいことにアドバイザーボードという第三者助言機関といたしまして、専門の方々にアドバイスをいただいております。ちなみにボードのメンバーとして研究者で無藤先生や網野先生等々有識者でそれぞれの方々のお知恵をいただきながら今日に至っております。

まず、これが協会としての紹介でございます。

その流れを基にしながら、戻らせていただきまして1ページに、このような図式をつくらせていただきました。

縦軸、ハイクオリティ、質の向上。できるだけ良質な子どもの未来を願いながら、やはりどんな形ででも受け入れればよいというよりも、国の財産としての子育てであるべきだと願っております。

今まで私たちがやってきました実践と成果について簡単に述べさせていただきますが、この図面の左下、認定こども園とございます。これは幼稚園機能、保育所機能、子育て支援機能、この3つの機能を総合的に生かしていけることが大前提になっているわけです。どれが欠けても十二分ではないという考えを示しています。その機能を円滑に果たしていくためには、即決でできるわけではなく時間がかかっていくだろうと。その時間というのが横軸でございます。この1年目、2年目、3年目という経過を大事にしながら、質の高いものに向かっていければという考え方を持って今までやってまいりました。

今日の説明の中で申し上げれば、制度と機能の違いというものが今までの流れの中にはいろいろ出てきているのではないかと。参考までに幼稚園、保育所の職員や保護者の意識の違いは日本の長い伝統の中でつくられてきてしまっていたものが多分にあるわけです。その辺のことも大事にしながら、一括して新しい制度だからといって抹消したり、抹殺していくべきものではないだろうと思っております。また、それぞれの地域のよさというものもあるわけでございますから、それらも大事にしていきながら、質の高いものに向かっていければということで考えながらやってきております。

私たちの流れの中で最近、実績として出てきたものについて簡単に申し上げさせていただきます。政務官のお手元には「初めの一步」というものが届いているかと思えます。実はこれは文部科学省の委託をいただきまして、全国にある現在 358 の認定こども園の方々にアンケートを書いていただき、それぞれの園で取り組んできた好事例でございます。簡単に申し上げれば、自分の園の自慢も含めまして書いていただきたいということで出させていただきました。勿論、その中にはうまくいっているからということではなくて、うまくいかなかったということ、うまくいっていないということを書きながら、では、どうしたらうまくいくようになったのかという文章でございます。膨大な内容でございます。ただ、全国に行きまして 15 園を私たちに選ばせていただいた中で、資料を基にしながら現場の先生方と話し合っただけでその成果、課題を書かせていただきました。

そして、これからのことでございますが、図面に戻らせていただきますけれども、現行制度上の運用ラインの限界と書きました。左側の緑色の好事例、今までやってきた1年半

中での表現ですが、やはり更に質を上げていくという意味では、右側にいろいろ書かせていただきましたが、制度の違い等々があります。財政措置の問題、地方行政の所管の違い、最低基準のいろいろな困難から出てきているという内容等も出てきておりました。できるだけ機能を必須にしていきたいという前提で考えた上でも、なおかつ、不十分さが出てきたということをここに書かせていただきました。

そして今後、この質を高めていく上で何が大事なのかということからいきますと、保護者の就労状況の違い等々は今までもありましたが、これからも当然出てくるだろうと思いますが、その辺を区別なく、認定こども園は保育にかける、かけないという言葉が歴然として出てきております。その部分について「見えてきた好事例」ということで4～6ページとございます。これらは施設の件について子どもの側から見た場合、保護者にとってどうであるか。いろいろな不都合さも含めまして簡単に書かせていただいております。どうぞこれらも後ほど参考にしていただければありがたいなと思っております。

更に7ページですが、二重行政の歪みについてということで、これもそれぞれの園の中から出てきたものをまとめさせていただきました。どうぞ、これらもごらんいただきながら、今後の対応について配慮していただければ大変ありがたいと思っております。

7～9ページまでが、表の中に紫色で書いたものとして表現させていただきました。左側、幼保一体化を含めて総合的な機能を発揮するためには、次のような課題を解決する必要がある。改善すべき課題と解決方法として、右側に、より質を高めていくためにはということで書かせていただきました。基準の違い、設置主体の違い、財政措置の違い、行政所管の違い、最低基準の違い、総合的機能の壁、これらもこれからの大きな課題になっていくかと思いますが、これらを上手に解決していくことによって、ユニバーサルサービスという言葉を書かせていただきましたけれども、すべての子どもという意味です。これは、保育所に入園している子、幼稚園にいる子、短時間の子、長時間の子、更にはそれにかかわっていない狭間にいる子どもたちにも、等しく国としての保障・援助が望ましいのではないかということがあります。

それから、ユニバーサルサービス、ワンストップサービスと書かせていただきましたけれども、子どもの教育、保育、生活の質の確保も、絶対にこれから必要になってくるものでないだろうか。

そして、図の一番下、子どもの最善の利益のために解体してはいけない項目もあると書かせていただきました。これらの根底にあるものは何かといいますと、一番上の子ども環境（家庭・地域社会）機能の再生・回復ということも、これからの子どもたちに必要なものではないかと思っております。要するに、私たちは0～2歳の子どもたちの長時間であるとか、年齢区分の中で育ちを保障していくということではなくて、地域で子どもを育てていく。要するに、すべての子どもというのは地域で。ですから、失礼な言い方ですけども保育所とか、幼稚園でということではなくて、地域の活性化、地域の質を高めていくということがこれからの課題だろうと。その願いとして、認定こども園の役割が非常に

大きいのではないかと考えております。

以上でございます。

○泉政務官（内閣府） ありがとうございます。

それでは、意見交換をさせていただきたいと思います。皆さん、何かございましたら。

では、私から最初に質問させていただきたいと思います。私保連さんと全保協さんにお伺いしたいのは、前回の特別部会の中で議論がありましたけれども、あそこでは幼稚園についてはさほど位置付けをされていないということでしたが、現在の保育の状況、就学前の子どもたちの状況を全般的に踏まえた中で、幼稚園はどうあるべき、あるいは特別部会の流れで言うところで皆さんが期待する幼稚園への役割、例えば、拡充とかそういったものはどのようなものがあるのかということをお聞かせいただければと思います。

もし、よければ菅原さんの方から。

○菅原常務理事（全国私立保育園連盟） 基本的には、先ほど私が述べた中にいろいろ含まれていると思いますが、これからの全体の制度設計に当たっては、違いを強調する議論よりも、いわゆる今の共通点をきちんと押さえて、それをどういうふうな制度設計に持っていくのかという議論が実は大事になってきているのではないかと思います。それは、先ほど申しあげましたように、保育時間だとか、あるいは保育内容とか、いろいろな事業主体がある等、これだけ多様化してきている現実があり、大事なことはそれらを差別化するのではなくて、ナショナルミニマムや、あるいは最低基準、あるいは職員配置基準、あるいは子どもの施設基準や、職員処遇基準を議論する中で、それぞれの役割を担っていける制度設計が可能ではないかと思っております。当面、中期的には今までの幼稚園の考え方を色濃く持った施設があっても良いと思っておりますし、逆に、保育園がこの間、伝統的に培ってきた保育内容も当然保障されて良いと思っておりますし、そうした現状、全体を議論する中で、日本の乳幼児教育の本来の在り方は何なのかということをしっかり検討し、保幼小につないで、小学校に行っても子どもたちが、内容的にも保育園時代とそんなに矛盾や違いが起こらないような方向の議論につなげていくことが正しいのではないかと考えています。

以上でございます。

○小川会長（全国保育協議会） 就学前の全般を見て幼稚園はどうあるべきかということと、何を期待すべきかということをお尋ねだったと思っておりますが、保育所そのものは児童家庭福祉というものを前提としてございますので、子どもの安心感というものによってさまざまな活動、経験が広がると。しかも、それを長い時間、先ほど申しあげましたように、11時間、12時間の長い時間においてなされていくもので、特に必要があれば家庭の調整の機能・役割も果たさなければならないというものを持っているのが保育所だと思っております。ですから、朝、登園してくる生活の流れからすべてにわたって教育的な活動も当然組み込まれてございますし、しかも、その一つ一つの中で情緒の安定に配慮した中で子どもの活動を引き出すという、長い時間をかけてのものであるのが保育所です。したがって、児童家庭福祉というところに立脚しておりますから、子どもと家庭をとらえた上での保育

園の子どもの生活があると思っておりますが、一方、私は幼稚園のことはよく存じませんが、一応、家庭を基盤とした上に立って、多様な活動・経験をしていくという伝え方が一般になされていると思うので、そういう一般論から言いますと、まだ家庭の基盤というところで十分子どもにとっての安心感、情緒の安定あるいは人間の関係性といったものが醸成されていない子どももかなりおりますので、そういう意味では、保育所の持つ役割・機能というものは、これからも必要であると思えますし、そういう意味合いでは、もし、何を期待するかとおっしゃれば、他の分野でありますので、そのことについて私たちがどうあるべきかとか、何を期待するかということは直接的には言及できないと。ただ、保育園はそういうものであるということしか申し上げられないと思えます。

○泉政務官（内閣府） 少し補足としてお話をしますと、今この議論をさせていただくに当たっては、我々は保育園に通う子どもも幼稚園に通う子どもも、また、家庭で過ごす子どもにおいても、この国で暮らす子どもであれば、それなりにおよそ共通の環境というのが与えられるべきだと思っております、ある種それぞれの団体の皆さんがそれぞれにまた御自身の活動を踏まえながらも枠を超えて、まさにすべての子どもの健やかな育ちを基本に考えて、それぞれが何ができるのかということをお考えいただくということが今回大事なかなと思っております、そういう趣旨で進めているということも御理解いただければと思えます。

○高井政務官（文部科学省） 今日はお忙しいところ、ありがとうございました。文部科学省の政務官の高井美穂と申します。

先ほど泉政務官がおっしゃったとおり、我々の考えとしては、すべての子どもに対して、まさに多様な保育教育を提供したいと考えておまして、その中でそれぞれの団体に教えていただきたいんですが、そのためのナショナルミニマム、最低基準は何だと。複数あっても構いません、少なくともこれとこれとこれはきちんと守ってほしいというか、それぞれに考える、これは一番大事であるという思いがあれば教えていただければと思えます。

○若盛代表理事（全国認定こども園協会） やはりこれから地域として育てていくということがとても大事だと考えております。勿論、制度的なことはいろいろあるかとは思いますが、子どもを育てるということは、どの地域も区別なく丁寧な裏付けが必要だと思っております。例えば、内容のことでいくと保育所指針であるとか、幼稚園教育要領であるとかはかなり一体化されてきているわけですので、システムについては、かなり方向付けが明確になってきていると思っております。幾つか図の中で申し上げてもいいかと思っておりますけれども、運用のラインの限界と申しましょうか、この辺りの再確認になってくる部分があるのではないかと考えております。

○御園副会長（全国保育協議会） 私は、ものと人と事だと思えます。ものというのは場、ふさわしい生活の場、遊びの場。人はそれを支える人。事は地域の中でシステムのようなものがどうできるかということになるかと思えます。

それから、私のところでは子育て支援センターも併設しておまして、幼稚園が終わっ

た子どもたち、夏休み、春休みも支援センターにたくさんお見えになります。そういう中で感ずるのは、子どもが快適に過ごせる場が大事だなと思っております。

○菅原常務理事（全国私立保育園連盟） 基準の問題で、我々自身が身近で一番困っている問題は、先ほども申しましたが、1つは、非正規職員中心の配置基準になっている問題です。これでは新しい保育指針ですとか、それに基づく保育内容、子どもの安全を含めて保障できないと考えます。やはり正規職員中心の基準にすべきということが一番のポイントです。

もう一つは、保育園の場合、4、5歳クラスの職員配置基準が30対1、幼稚園は35対1だったと思います。小学校の場合もいまだに何十年続いているかわかりませんが、基準上は40対1です。この小学校の40対1が変わらない限り、幼稚園の35対1も、保育園の30対1も変わらないのではないかと、私は前から思っていました。やはり保育園、幼稚園、小学校を含めて適切な子どもに対する職員はどのようにあるべきかということを教育の基本問題として議論し、ヨーロッパ並みに正すべきではないかと思えます。

3点目は、先ほど申し上げた、いわゆる子どもたち生活の場、クラス面積の基準が余りにも惨めな基準であるということです。そういうところが最低基準の問題としては大きな問題だろうと思っております。

○高井政務官（文部科学省） ありがとうございます。

先ほどの配置基準については、ちょうど今、定数改善計画と単位当たりの児童の数と、文部科学省として数の編成のヒアリング等を始めたところです。鳩山政権の第1回目としてそれをやりたいと。マニフェストには30人学級と書いてありますが、まずは35人でやりたいと思って、今ちょうどヒアリングを始めたところですので、是非そちらも御注目いただければと思います。

御園さんにもう一回だけ確認したいんですが、給食のことをおっしゃっていましたがけれども、つまり、それは団体としてもやはり自園に給食施設を持つというのは最低基準だとお考えだということですか。逆に言うと、外部からの調達やお弁当というのはメリットよりデメリットの方が大きいとお考えですか。

○御園副会長（全国保育協議会） そのように私は現場では思っております。

○泉政務官（内閣府） 同じ給食の関連なんですけれども、小学校における給食についてはどういうふう理解したらよろしいでしょうか。

○御園副会長（全国保育協議会） 保育園は先ほど申し上げましたように、産休明け、生後57日目から就学までのお子さんたちがいます。まだ身体も未発達です。小学生になれば、給食も外部のものでもよろしいかと思いますが、食を営むの力の育成に向けて、その基礎を営む力を食育目標としています。私たちのお預かりしている子どもにとってはそういうものが大事なので、是非自園で行いたいし、そのことがすべてにつながっていると思います。

○小川政務官（総務省） 総務省の小川でございます。今日はありがとうございます。



幼保一体化という大きな方向感なり理念のようなものに、大まかに言って賛成されるのか、反対されるのか、率直にその点をお伺いしたいのと、認定こども園というのはこれに対する一つの手というか制度的な試みだったと思うんですが、幼稚園、保育園がそれぞれ1万3,000か所以上ある中で229か所ということで、まだまだ進んでいないような気が…。

○若盛代表理事（全国認定こども園協会） 今度の4月で500以上にはなるかと思っております。

○小川政務官（総務省） これは何が課題なのか。まさに、いただいた紙にそれぞれ課題を書かれているので、これはすごく参考になると思うんですが、思ったほど進んでいないとか、普及していない理由は何なのか。それぞれお立場からお聞かせいただきたいと思っております。

○若盛代表理事（全国認定こども園協会） また図に戻って申し訳ないんですが、改善すべき課題と解決方法という辺りで、今までの制度の中での不都合さがかなりあるように思っています。その辺りが国としてある程度改善できるようになっていけば、例えば、幼稚園で申し上げれば、私学がかなりの数を占めているわけですが、認定こども園になる、ならないについてのギリギリのところというのは、例えば、園児減に関して認定になれば地域の社会福祉法人とのタイアップの中で、園児の確保ができるだろうというような話なども出てきておりますけれども、単に私たちが願っていることは経営的問題ではなくて、やはり質をきちんと補てんしていかれる園であってほしいと思っております。

○小川政務官（総務省） その増えていない理由は、認定されてもメリットが薄いからですか。

○若盛代表理事（全国認定こども園協会） そういうこともあるやに聞いております。要するに、私財を投じて園を立ち上げた。ところが、園児減少になってきている。認定園になりたい。ですけれども、現段階では財政的な支援がございません。

○小川政務官（総務省） やはりそこですね。

○若盛代表理事（全国認定こども園協会） はい。それだけではないですけれども、とても大きな要因だと思っております。

○小川政務官（総務省） ありがとうございます。

そもそも何のためなのかという整理が必要だと書かれていますけれども、大まかに方向感としてはどうですか。

○小川会長（全国保育協議会） まず、今日、御発言いただいて資料を見せていただいた先生方のところは理念もあり、立派にやっつけらっしゃる、これについては何も申し上げることはありませんが、多くの認定こども園の中には、例えば、幼稚園が母体となった部分で、あと、保育園の未認可・無認可がひつついた認定こども園とか、あるいは保育園が母体になって無認可の幼稚園が合体しているということで、やはりそこには正規の保育士が明確に基準どおりに配置されていないという現状も含まれておりますので、それを含めて幼稚園も保育園も認可を受けてというものだけでないところが現状の課題だと思

っております。

それから、幼保一体の問題ですけれども、やはり保育園の役割と機能というものは、先ほど早口でしたけれども申し上げましたが、必要だと思っております。そして、在宅の方々も今は随分と保育園が活用できるようになってきておりますし、また、新しく論議されているシステムでも保育所を利用することができるような形になっております。ですから、保育所を母体とした中で共働き世帯であっても、あるいは片働きの世帯であっても、在宅の方であっても、可能な限り今は広がりを持って活用できるような新しいシステムになっております。そういう状況の中で、幼稚園と保育所そのものの一体というイメージが私もよくわからないところはあるんですけれども、まだ在宅にきちんといらして、そして、家庭の基盤をベースとして、それよりプラスの多様な経験・活動を求められる理念を持った家庭があり、そういう方法を持って子育てしたいという家庭もいらっしゃる以上は、子どもが育ち生活する場というものは、それぞれそういうものがあっていいのではないかと思っておりますけれども。

○小川政務官（総務省） つまり、機能が別だから、それぞれがそれぞれなりに存在しているんじゃないかということですか。

○小川会長（全国保育協議会） そうですね。現在の考えられている新しいシステムの中でも、多様な世帯の方々が活用できるような方法を検討されておりますので、そういう視点からあえて今検討されている新しいシステムをまた更に飛び越えてというところまでは、一足飛びに行く必要は現状ではないのではないかと。例えば、経過的なものがあるとか、どういう状況で進むのかとか、その中での問題・課題があるのか、そういうものの検証も要ると。まだスタートしようかしまいかと言っている段階ですので。

○小川政務官（総務省） 菅原さんは、いかがですか。

○菅原常務理事（全国私立保育園連盟） 認定こども園のことですか。

○小川政務官（総務省） そもそも幼保を一体化していこうという方向感とか理念とか。

○菅原常務理事（全国私立保育園連盟） 率直に保育園の立場から申し上げますと、今すぐ幼保一体化ということ、考える方は、例えば、保育園の約2万1,000か所ある中で、多分、少ないと思います。と申しますのは、今の保育制度というのは、先ほど申し上げたいろいろな基準上の矛盾や問題を抱えています、制度としては国際的に見てもゼロ歳児から含めた制度としてはかなり進んだ制度であるとの評価を受けています。ただ、先ほど述べていますが、いろいろと中身が問題だということです。ただ、中身を変えれば、この制度も生きるのではないかという意見があります。しかし、「保育に欠ける」に限定するのではなく、すべての子どもを対象とする、制度改革の方向が出されています。また、在宅の子どもも含めて、という考え方も制度設計の中で議論されてきました。その方向で考えた場合、今のような違いをそのまま放置した、複雑な二重行政含め、現行制度を残したままうまくいくのかという点では、やはり困難かと思えます。また、認定こども園は、小泉内閣の規制改革の一環で「基準は低く、効率よく」という考えの下で設立された経緯が

あり、結果、保育園と幼稚園の永年の文化の違いは考慮されず竹に木を接ぐような当面の制度となり、さらにそれまでの認可外の施設が組み合わさるタイプも認めてしまう等利用者、運営側にとって保育の質の上でも大変多くの疑問が投げかけられた課題があります。連盟として幼保連携型に関しては、人口の減少地域や幼稚園の設置されていない地域等については賛同してきました。

幼稚園運営の側からも預かり保育がこれだけ補助を受け実施されていることもあり、当初2000か所の目標でしたが、5年経過しても全国で350か所程度という現状と分析します。したがって幼保の一体化を議論する場合、これまで述べたように保育所、幼稚園、認定こども園、認可外、在宅の子どもたちを「差別」しない、総合的で全体的な制度設計が検討されるべきと考えます。

先ほど申し上げましたように、日本のすべての子どもといった場合、余りにも差別化されている現実と、すべての子どもと言った場合は差別化されない制度をつくらなければいけないと思います。そういう意味では、幼保一体的なあるいは幼保一体というよりも、日本の子どもたちすべてを含めた制度をどうやって構築していくかという議論の方が私は進むべき道だろうと思っています。

ですから、前提としては、ナショナルミニマムなり基準を差別化しない方法で制度設計した上で、多様な形態も認め、多様な選択があってもよろしいのではと思います。繰り返しになりますが、幼稚園の今までの伝統を守るような経営なり方法があっても良いと思います。また、保育園の伝統を守る方法があっても良いと考えます。それを含め、日本の幼児教育の例えば保育指針なり、教育要領をほぼ統一されている現状があり、そういう意味で、私は可能性として、一体化もあり得るだろうと思っています。

○小川政務官（総務省） ありがとうございます。

○若盛代表理事（全国認定こども園協会） 私たちはまだ年齢的に若いつもりでおりますけれども、これからの夢を子どもに伝えていきたいという思いを持ちながら協会を運営させていただいております。今日は事務局長が来ておりますが、最近イギリスでいろいろチルドレンズセンターの視察などもしてきておりますので、お話をさせていただいてよろしいでしょうか。地域でという意味で。

○中山事務局長（全国認定こども園協会） 幼保一体化ということですが、私たちは幼稚園の立場とか保育園の立場ということではなくて、日本の未来のためということで考えております。認定こども園というのは、単に幼稚園と保育園が合体したものではありません。そこに子育て支援機能を含めた総合施設機能が求められていて、そこでは親や地域を活性化し、地域コミュニティーを再生していくということが目指すところとなっています。

イギリスのチルドレンズセンターの話なんですけど、去年2009年に行ってきたときに、2010年までに3,500か所をつくるという目標がありましたが、既に昨年に3,000か所を超えているということで非常に実績を上げていると。実績を上げていなければ3,000か所も

急に増えていないと思います。

それから、数もさることながら、一つ印象に残ったエピソードがありまして、アンテラ・チルドレンズセンターというところがロンドンのハックニー地区にありまして、ここは非常に治安が悪いところで、貧困化が進んで犯罪者がいっぱいいて、二階建てバスが爆破されたようなところなんです。アンテラ・チルドレンズセンターでは以前は施設を囲っていたフェンスが目隠しになっていたんですね。要するに危険なので、子どもの様子を周囲に見せてはいけないというので。ところが、我々が行った 2009 年にはその目隠しが取り払われていたんです。ということはどういうことかという、要するに確実に親たちが健全化しているというか、経済的にも自立して、子育てを楽しむようになって、地域が貧困化から少しずつ改善して健全な地域になっていると。まさにチルドレンズセンターが核となって、保育を中心に親や地域を活性化してコミュニティーを再生しているというのを目の当たりにしまして、日本とはちょっと事情が違います、移民の問題など複雑な問題を抱えていますのでイコールではありませんが、これからの日本の未来のためにそういう総合施設機能を持ったものが、それが認定こども園だと思っていますが、それが必要だと。そういう方向で幼保一体化を進めるべきではないかと考えています。

○泉政務官（内閣府） 引き続きですけれども、今こうしてお伺いしていると、それぞれ現行において違いはあれども、それぞれが砦となったり、あるいは新しい取り組みを果敢にされたり、提言をされたりということで、それぞれ子どものためを思ってやられているというのはよくよくわかるお話でして、そういう中で、我々の側の基本的な考えのところに書かせていただいている、すべての子どもの育ちを確保していくということを何とかしていきたいと思っているわけですが、その中で、小川会長にお伺いしたいのは、今日いただいた紙には待機児童という言葉はあえてかもしれませんが載っていないわけですが、これは幼保一体化が例えば、待機児童対策の特効薬になると言えば、恐らくそれは簡単にそうではないという話でしょうし、全国一律に待機児童がいるかと言えば、それも違う話ですので、そこはある種冷静に幼保一体化というものを見つめながら、一方で、都市部に厳然として大量に待機児童がいるというのは、この前の厚生労働省の発表のとおりでした。もしかしたら、地域限定なのかもしれないんですが、まさに皆さんが子どもたちを育てられている、そのよい環境を享受できない子どもたちが大量にいるということについて、何か手だてを打てないのかなと思うわけですが、もしお考えがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○小川会長（全国保育協議会） 待機児童がいるということは非常に残念なことです。これは現実ですので、すべての子どもが等しくそういった保育の手だてが受けられないという現状ですので、これは何としてでも解消していかなければならないと思っております。ですが、膨大に出ていますので、とても現状の保育園だけでは不可能ということもおわかりだと思います。ですから、新しいシステムの中では新しい方々をそこにに入れてという形になっております。ですけれども、例えば、東京都で現在 2010 年で 20 代、30 代の女性

は約 1,070 万人いると言われております。これが 20 年後には 720 万人に推計されるということでございます。昨年、内閣府が調査された若い世代、20 代、30 代の女性が子どもを欲しいかと、産みますかという質問に、そんなに多い答えではなかったように思います。5 割弱であったように思います。

先の話になりますと、そういう地域が都市機能を維持するには相当なコストがかかっていくと思われまして、ですけれども、現状の待機児童は非常に不幸な目遭っていますので、解消しなければならない。だけれども、それは永遠に続く話ではないと思われまして。したがって、そこを解消するには新しい方々に入っていくというのが新しいシステムという形で検討がなされております。

しかしながら、一方では、税金のそうしたシステム全体を維持するコストは税金が大半を占めておりますので、それには当然、規制というものは国なり自治体が持って、必要であるという方向で議論はなされておりますから、認可保育所も先ほど申しましたように、随分努力してきましたけれども、認可保育所だけで努力ができるような数ではないという現状があります。でも、今も申し上げましたように、将来の人口動態を見ますと、いつまでも続くものではないと。それで、東京等の地域では新たな期間限定の認可保育所づくりであるとか、期間限定の事業参入といったものを認めていらっしゃる自治体もあると伺っておりますので、そういうことも一つ早急にしていく必要があるのかなということは思っております。

○泉政務官（内閣府） ほかにいかがでしょうか、よろしいですか。各省の皆さんも、よろしいですか。

今日は、本当に皆さんお忙しい中ありがとうございました。是非これからも御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。